

令和2年度3月定例教育委員会会議

- 開催日時 令和2年 3月24日(火)
午後2時00分～午後4時18分
- 開催場所 鹿嶋市役所 3階 302会議室
- 出席委員 教育長 川村 等
教育長職務代理者 岡見 文彦
委員 信楽 哲
委員 原 キミ
委員 大槻 啓子
委員 大崎 千帆
- 事務局出席者 教育委員会事務局部長 佐藤由起子
教育委員会事務局次長 大須賀規幸
教育委員会事務局次長兼国体推進担当参事 宮崎 正明
総務就学課長 鈴木 欽章
幼児教育課長 堤 芳隆
教育指導担当参事兼教育指導課長 石津 光彦
教育センター所長 小室 富保
教育施設課長 新井 敏
社会教育課長 東峰由美子
スポーツ推進課長兼国体推進室長 飯塚 俊行
中央図書館長 飯塚 貴子
中央公民館長 増田由紀子
学校給食センター所長 野口 浩二
総務就学課副参事 久保美由紀
総務就学課主事 横田 友人

○ 議 事

1 議 案

| | | |
|-----|--------|--|
| 非公開 | 議案第14号 | 職員の人事（普通退職）について（総務就学課） |
| 非公開 | 議案第15号 | 職員の人事（退職）について（総務就学課） |
| 非公開 | 議案第16号 | 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（解く者）について（総務就学課） |
| 非公開 | 議案第17号 | 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（任命する者）について（総務就学課） |
| 非公開 | 議案第18号 | 茨城県教育委員会からの割愛職員の人事（任命する者）について（総務就学課） |
| 非公開 | 議案第19号 | 茨城県教育委員会からの割愛職員の人事（任命する者）について（総務就学課） |
| 公開 | 議案第20号 | 鹿嶋市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について（総務就学課） |
| 公開 | 議案第21号 | 鹿嶋市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について（給食センター） |
| 公開 | 議案第22号 | 鹿嶋市立学校管理規則の一部を改正する規則について（教育指導課） |
| 公開 | 議案第23号 | 鹿嶋市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に係る方針に関する規則の制定について（教育指導課） |
| 公開 | 議案第24号 | 鹿嶋市放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則について（社会教育課） |
| 公開 | 議案第25号 | 鹿嶋市学校運営協議会設置規則の制定について（社会教育課） |
| 公開 | 議案第26号 | 鹿嶋市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について（中央図書館） |
| 公開 | 議案第27号 | 鹿嶋市教育委員会事務局及び教育機関の事務決裁規程の一部を改正する訓令について（総務就学課） |
| 公開 | 議案第28号 | 鹿嶋市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について（総務就学課） |
| 公開 | 議案第29号 | 鹿嶋市教育委員会臨時職員雇用管理規程を廃止する訓令について（総務就学課） |
| 公開 | 議案第30号 | 令和2年度鹿嶋市教育行政運営方針について（総務就学課） |

公 開 報 告 第 7 号 高 齢 者 叙 勲 の 内 申 の 専 決 に つ い て (総 務 就 学 課)

2 協 議 ・ 報 告 事 項

公 開 令 和 2 年 度 鹿 嶋 市 奨 学 生 先 行 審 査 会 の 審 査 結 果 に つ い て

○ 会 議 録

1 開 会

教 育 長 か ら 開 会 が 宣 言 さ れ た。

2 議 事 録 署 名 人 の 氏 名

原 キミ 委 員 が 指 名 さ れ た。

3 議 案

【 非 公 開 】

議 案 第 1 4 号 職 員 の 人 事 (普 通 退 職) に つ い て
(総 務 就 学 課) 職 員 の 願 に よ り 退 職 を 承 認 す る も の。

※ 議 案 第 1 4 号 は 原 案 の と お り 可 決 さ れ た。

議 案 第 1 5 号 職 員 の 人 事 (退 職) に つ い て
(総 務 就 学 課) 3 月 3 1 日 付 け , 鹿 嶋 市 職 員 の 退 職 を 承 認 す る も の。

※ 議 案 第 1 5 号 は 原 案 の と お り 可 決 さ れ た。

議 案 第 1 6 号 茨 城 県 教 育 委 員 会 か ら の 派 遣 職 員 の 人 事 (解 く 者) に
つ い て
(総 務 就 学 課) 茨 城 県 教 育 委 員 会 か ら の 派 遣 職 員 の 人 事 (解 く 者) に
つ い て 承 認 す る も の。

※ 議 案 第 1 6 号 は 原 案 の と お り 可 決 さ れ た。

議 案 第 1 7 号 茨 城 県 教 育 委 員 会 か ら の 派 遣 職 員 の 人 事 (任 命 す る 者)
に つ い て

(総務就学課) 茨城県教育委員会からの派遣職員の人事（任命する者）
について承認するもの。

※議案第17号は原案のとおり可決された。

議案第18号 茨城県教育委員会からの割愛職員の人事（任命する者）
について

(総務就学課) 茨城県教育委員会からの割愛職員の人事（任命する者）
について承認するもの。

※議案第18号は原案のとおり可決された。

議案第19号 職員の人事（4月1日付け職員異動）について
(総務就学課) 4月1日付け、鹿嶋市職員の人事異動を承認するもの。

※議案第19号については、原案どおり可決された。

【公開】

議案第20号 鹿嶋市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
について

(総務就学課) 4月1日より国体推進室を廃止し、併せて総務就学課
及び教育施設課の分掌事務を変更するため、規則の一部
を改正するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし。

※議案第20号について、原案どおり可決された。

議案第21号 鹿嶋市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則につ
いて

(総務就学課) 給食費の減免について、文言を整理するため、規則の
一部を改正するもの。

【主な質疑・意見等】

- (委員) 準要保護者とはどのような方か。
- (総務就学課) 要保護が生活保護を受けている世帯であり、準要保護は、生活保護に準ずる困窮している方である。
- (委員) 要保護者の場合は、給食費は免除ということか。
- (総務就学課) 要保護者は、生活保護費の中に教育扶助があり、そこから給食費をいただいているので免除ではない。準要保護者は免除している。

※議案第21号は原案のとおり可決された。

- 議案第22号 鹿嶋市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- (教育指導課) 学習指導要領の改定に伴い、教育課程編成書の様式を変更するため、規則の一部を改正するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし。

※議案第22号は原案のとおり可決された。

- 議案第23号 鹿嶋市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に係る方針に関する規則の制定について
- (教育指導課) 鹿嶋市立の学校に勤務する教職員について、在校時間の上限等に関する方針について規則を制定する。

【主な質疑・意見等】

- (委員) 先生方の勤務時間の管理はタイムレコーダーで行うのか。
- (教育指導課) 現在、各学校でタイムカードを導入しており、個人の勤務時間を管理している。

- (委員) 実態をみて、この規則どおりにできそうか。
- (教育指導課) 学校では突発的な問題が発生し、長期にわたる場合があるので、上限を超えることもありそうだが、概ね、この規則にそって運用できればと考えている。
- (委員) この時間外には、部活動の指導の時間も含まれるか。
- (教育指導課) 含まれる。
- (委員) 不登校生徒がいた場合はその子供の家庭訪問を頻繁に行う場合でも、時間外に含まれるということによろしいか。
- (教育指導課) 時間外に含まれる。

※議案第23号は原案のとおり可決された。

- 議案第24号 鹿嶋市放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- (社会教育課) 鹿嶋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める経過措置の期限満了及び児童クラブの増設に伴い、児童クラブの定員等の変更をするため、規則の一部を改正するもの。

【主な質疑・意見等】

- (委員) 大同東小学校は60人定員から、40人定員になるとのことだが、受入れは不足しないのか。
- (社会教育課) 大同東小学校については、第1児童クラブの定員を60人から40人としているが、児童クラブを新たに1つ増設しており、合計でいうと受入れ人数は増えている。
- (委員) 中野東小学校は、児童クラブが1つしかないのか。

(社会教育課) ご覧いただいているこの資料では、変更があった個所
のみの記載しかしていないので、中野東小学校の児童
クラブについては、定員が38人から40人へと変更
になった第2児童クラブしか載せていないが、中野東
小学校の児童クラブは3つある。

(委員) 第1と第3の定員を教えてください。

(社会教育課) 令和2年度は第1と第2が40人、第3が38人とな
る。

※議案第24号は原案のとおり可決された。

議案第25号 鹿嶋市学校運営協議会設置規則の制定について
(社会教育課) 市内小中学校において学校運営協議会を設置するため、
規則を制定するもの。

【主な質疑・意見等】

(委員) コミュニティスクールは令和2年度から設置というこ
とだが、令和元年度までは、学校運営協議会は全ての学
校に置かれていなかったということか。

(社会教育課) 学校運営協議会という名ものは置いていなかった。
住民の意見などを聞く学校連絡協議会などはあり、集
会の際には住民も集まったと聞いている。

(委員) 協議会は25名の委員を選任するとのことだが、選任
は教育委員会が行うのか。

(社会教育課) 選任は各学校で行い、教育委員会が承認を行う。

(教育長) 三笠小学校でも70人や80人の規模でやっていた。
あまりにも人数が多く、ご意見を伺うのが難しいだろ
うとのこと、一定の基準として人数を25名にし、
その中でご意見いただいた方が効果的であると判断し

た。鹿嶋市の場合は、70人いてもきちんと学校を支えてきてはいたが、人数を絞った。

(委員) 例として、学校などに対して、住民の方からどんな意見があったか。

(社会教育課) 意見に関しては把握してない。ただ、地域との連携に関しては、鹿嶋市全体的にまちづくり委員会との連携や公民館との連携もとっている。学校支援ボランティアもあるので、地域と学校の連携などは今の状態でも十分にできている。

(教育センター) 子ども達の校外・校内の生活、学習の取り組み方、授業の進め方など、様々な分野に関して学校評価アンケートを毎年実施しており、1学期から3学期までを全部集計して、地域に広報している。その中で学校の課題が見えてくるので、新年度に活かしていつている。

(教育長) 現在の形で国が認めてくれれば、コミュニティスクールとしてそのまま継続でも良かったが、認められなかったもので、今回このような規則を制定した。

(委員) 会議は会長が招集するとあるが、年に何回あるのか。

(教育センター) 年に2回から3回、各学期に1回ずつ行っている。

(委員) 区長、青少年相談員、民生委員など大規模な組織であったので、適正な人数にして、会議を活性化させるところであろう。社会教育課所管であろうが、学校に係わるため、総務就学課、教育指導課と連携し、住民からの要望は調整していただきたい。

(委員) 関係行政機関の職員ということで、まちづくりセンターの方、教育委員会の方、こども福祉の方がメンバーに入っているようだが、関係行政機関の職員の選定としては市長部局の方も入っていただければいいのかなと思

う。学識経験者というのは学校が選任した方でよいのか、市の方で指導的な立場の方を考えているのか教えていただきたい。

(社会教育課) これから具体的な名前が挙がってくるとは思うが、学校の方で希望のあった方でも問題ないと思われる。

※議案第 2 5 号は原案のとおり可決された。

議案第 2 6 号 鹿嶋市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
(中央図書館) 学校図書館が中央図書館の所管になることに伴い、事務分掌を変更し、併せて図書の出借冊数等を変更するため、規則の一部を改正するもの。

【主な質疑・意見等】
特になし。

※議案第 2 6 号は原案のとおり可決された。

議案第 2 7 号 鹿嶋市教育委員会事務局及び教育機関の事務決裁規程の一部を改正する訓令について
(総務就学課) 鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 9 号）及び鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則（令和元年規則第 1 6 号）が制定されたことに伴い、鹿嶋市教育委員会事務局及び教育機関の事務決裁規程の一部を改正するもの。

【主な質疑・意見等】
特になし。

※議案第 2 7 号は原案のとおり可決された。

議案第 2 8 号 鹿嶋市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について
(総務就学課) 鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例（令和元年条例第29号）及び鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則（令和元年規則第16号）が制定されたことに伴い、鹿嶋市教育委員会事務専決規程の一部を改正するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし。

※議案第28号は原案のとおり可決された。

議案第29号 鹿嶋市教育委員会臨時職員雇用管理規程を廃止する訓令について
(総務就学課) 鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）及び鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則（令和元年規則第16号）が制定されたことに伴い、鹿嶋市教育委員会臨時職員雇用管理規程を廃止するもの。

【主な質疑・意見等】

特になし

※議案第29号は原案のとおり可決された。

議案第30号 令和2年度鹿嶋市教育行政運営方針について
(総務就学課) 令和2年度鹿嶋市教育行政運営方針を定めるもの。

【主な質疑・意見等】

(委員) 地域活性化を目指したコミュニティスクールの構築のところの学校運営協議会は年4回実施と書いてあるが、先ほどの説明だと年1回以上の実施とあったと思うが、何回実施するのか。

(社会教育課) 来年度については、4回実施したいと考えている。評価については1回行う。

(委員) 4回も行うのは結構厳しいと思う。先の説明で2回から3回の実施であったが、規定してしまうと、学校の

先生方の勤務に響くのではないか。実施回数を明記する必要はあるのか。

(次長) 計画を立てるとき、できるだけ数値目標を記載している。これから始まる事業であるため最大4回程度の実施と考えている。

(委員) 設置規則の方では年1回以上と定めているが、学校や委員に設置規則について説明すると思うが、年1回以上の前提で説明をして、いきなり4回の目標は高すぎないか。

(社会教育課) 回数については、協議をして決めていく。

(教育長) 回数についての積算根拠があるのであれば説明をお願いしたい。

(社会教育課) 当初に運営方針の説明で1回、最後に次年度の取り組みや今年度の反省などで1回、評価も1回以上と定められているので合計3回。また、途中で何かあった場合のための会議を含めて積算として合計4回と定めた。来年行いながら、回数等について、適宜調整していきたい。

(委員) 会議だけで学校を評価することはできないので、実際に学校を見ていただき、子ども達の様子を見る必要があると思う。4回という積算根拠は理解できたので、学校に理解を求めようお願いします。

(教育長) まだ学校運営方針の修正ができるのであれば、4回と限定してしまうと全部一律4回となってしまうので、3回程度などにしてもう少し詰めてもらえればと思う。

(委員) 先日、新聞の社説を読んだ。ICT教育の推進ということで、文科省で生徒1人に対して1台のタブレットを進めているが、タブレットを与えられたとしても先生方のコンピューターに対するリテラシーやスキルの

問題があって、先生方が生徒に持たせて使いこなせるのか、買って宝の持ち腐れになるのではないかということが書かれていた。鹿嶋市の先生方のリテラシーの実態はどうか。OECDのPISA（国際学習到達度調査）のデータを見ると、世界中と比べると日本の先生方はコンピューターを利用した授業の展開は低い。普通教室の無線LANの普及率が34.5%，タブレット1台につき、全国平均5.6人だが、鹿嶋市の実態はどうか。

(教育指導課) 鹿嶋市の学校の教員のネットリテラシーは正確なデータではないが、学校での先生方の様子を見ると、自分を含めて、年齢が高い教員は、なかなか授業の中でコンピューターを率先して使っている者ばかりではない。40歳半ば以下の教員については、何かしらの教材開発するにあたりコンピューターからいろんなヒントを得たり、コンピューターを見せながら進めたりしている。そのため40歳以下の先生であれば、電子機器教材の使用や指導については心配していない。

(委員) 全国平均9割展開していないとのことだが、鹿嶋市ではもっと活用しているということか。

(教育指導課) 昨年度、情報教育指定校2校視察していただいたが、授業公開した先生は退職前の先生で、苦手な先生でも率先して情報教育を推進している。

(教育施設課) タブレット普及率については、30年の3月末現在の全国平均で5.6人、県内だと5.8人で1台。鹿嶋市は同日現在で、小学校では、7.9人に1台、中学校では6.4人に1台、県内では中の下となっている。今回GIGAスクールも行っていて、令和5年度までに1人1台を実現していきたいと考えている。LAN整備の状況については、高速大容量の通信ができるかどうかポイントであり、普通の携帯電話方式でもスムーズにできているのであれば無線LANじゃなくて

も問題ないと解釈している。現在小学校の半分は携帯電話方式を利用している。無線LANも併用している。中学校の方でも携帯電話方式を使用している。令和2年度中に高速大容量の回線の整備をしていく。全児童生徒に配置した場合でも耐えられる環境を作っていく。環境が整備でき次第、令和5年度までに、1人1台のタブレットを整備している予定である。

(委員) 新型コロナウイルス感染症の影響でオリンピックが延期になる可能性があるとのことだが、もし延期になった場合の生じるであろう問題やその対応策など、何らかのシミュレーションはしているのか。

(部長) 延期になる方向性はあるが、現段階では延期決定ではない。延期が決定した時点で対応する。

(委員) 文科省で、新学期に全国の学校は再開するとのことだが、鹿嶋市も再開するか。

(部長) 再開で進めている。

(委員) メディアを見るとオリンピックの延期については4週間以内には結論が出るとあり、いつになるか決定した段階で、「東京2020」の文言の修正や取り組み、予算等を見直していただきたい。

(部長) オリンピックが延期になれば、見直しをしていく。

※議案第30号は原案のとおり可決された。

報告第7号 高齢者叙勲の内申の専決について
(総務就学課) 公立学校長として退職した者、又は学校医として40年以上勤務した者の年齢が満88歳(米寿)に達した機会に叙勲が受けられるもの

【主な質疑・意見等】

特になし

※報告第7号は原案のとおり承認された。

3 協議・報告事項

- ・教育センターの人事について（教育指導課）
- ・公民館長の人事について（中央公民館）

4 その他

- ・鹿嶋市いじめ防止基本方針の修正について
- ・鹿嶋市教育委員会日程

5 閉会

教育長から閉会が宣言された。